

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
第1の1 訪問型サービスAの事業の一般原則	☐ 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第3条第1項 ☐ 指定訪問型サービスA事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第3条第2項 ☐ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第3条第4項 ☐ 指定訪問型サービスAを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第3条第5項	適・否	責任者体制【有・無】 研修等実施【有・無】
第1の2 基本方針	☐ その利用者が可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態等となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の生活支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第4条	適・否	特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか ※点検月の利用者数 人
第1の3 暴力団の排除	☐ 指定訪問型サービスA事業者は、福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に掲げる暴力団の支配及び影響を排除するために次の各号を遵守しているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第3条第3項 (1) 管理者及び従業員は、暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団員でないこと。 (2) 事業運営において、暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員等の支配を受けないこと。	適・否	
第2 人員に関する基準 1 訪問介護員等の員数	☐ 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを行う事業所（以下「指定訪問型サービスA事業所」という。）ごとに利用者の数に応じて必要数の訪問介護員等を置いているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第5条第1項	適・否	常勤換算 人
2 訪問事業責任者	☐ 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数に応じて必要数の訪問事業責任者を置いているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第5条第2項 ☐ 指定訪問型サービスA事業者が、指定訪問介護事業者又は指定訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は指定訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問介護又は指定訪問介護相当サービスの人員に関する基準を満たしたうえで、利用者の数に応じて必要数の訪問介護員等及び訪問事業責任者を配置することをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。◆市訪問型サービスA基準等要綱第5条第3項	適・否	責任者 人
3 管理者	☐ 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第6条	適・否	兼務する場合 兼務する職：
第3 設備に関する基準	☐ 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第7条第1項 ◎ 他の事業も行っている場合、業務に支障がなければ、区画が明確に特定されていれば足りる。◆平11老企25第3のーの2（1）準用 ☐ 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。◆平11老企25第3のーの2（2）準用	適・否	届出図面と変更ないか あれば変更届が必要 遮へい物等でプライバシー保護しているか

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	□ サービスの提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第7条第1項 ◎ 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。◆平11老企25第3の1の2（3）準用 ◎ それぞれの業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。◆平11老企25第3の1の2（3）準用 □ 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は指定訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問介護又は指定訪問介護相当サービスの設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。◆市訪問型サービスA基準等要綱第7条第2項		特に従業者が感染源とならないよう配慮
第4 運営に関する基準 1 内容及び 手続の説明 及び同意	□ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第8条第1項 ◎ 記載すべき事項は以下のとおり。◆平11老企25第3の1の3（2）準用 ア 運営規程の概要 イ 訪問介護員等の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 ※ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。 □ 同意は書面によって確認しているか。（努力義務） ◆平11老企25第3の1の3（1）準用	適・否	最新の重要事項説明書で内容確認 利用申込者の署名等があるもので現物確認 ★苦情申立窓口以下に以下の記載が漏れないか □福知山市役所（高齢者福祉課） □国民健康保険連合会 ★運営規程と不整合ないか □職員の員数 □営業日・営業時間 □通常の事業実施地域 □利用料・その他費用
2 提供拒否の禁止	□ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第9条 ◎ サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。 ◆平11老企25第3の1の3（3）準用 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 ④ 訪問型サービスAとして適切な範囲を逸脱したサービス提供を求められた場合 ◆平12老振第76号2 ただし、以下のア、イの対応を行っても、利用者が訪問型サービスAの対象となるサービスとしては適切でないサービス提供を求めた場合に限る。 ア 訪問介護員から利用者に対して、求められた内容が訪問型サービスAの給付対象となるサービスとしては適切でない旨を説明すること。担当訪問介護員の説明では利用者の理解が得られない場合には、訪問事業責任者が対応すること。 イ 利用者が訪問型サービスAの範囲外のサービス利用を希望する場合には、訪問介護員は介護予防支援事業所又は市に連絡することとし、希望内容に応じて、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用を助言すること。 ◎ 一般的に生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例 ア 「直接本人の援助」に該当しない行為 (1) 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し (2) 主として利用者が使用する居室以外の掃除 (3) 来客の応接（お茶、食事の手配等） (4) 自家用車の洗車、清掃 等 イ 日常生活を営むのに支障を生じないと判断される行為 (1) 草むしり	適・否	【 事例の有・無 】 あればその理由

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	(2) 花木の水やり (3) 犬の散歩等ペットの世話 等 ウ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為 (1) 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え (2) 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ (3) 室内外家屋の修理、ペンキ塗り (4) 植木の剪定等の園芸 (5) 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等		
3 サービス提供困難時の対応	☐ 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者、第1号介護予防支援事業の実施者又は居宅介護支援事業者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定訪問型サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第10条	適・否	地域外からの申込例があるか。その際の対応（断った、応じた等）
4 受給資格等の確認	☐ サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格並びに要支援認定、厚生労働大臣が定める基準の該当又は要介護認定（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第11条第1項 ☐ 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第11条第2項	適・否	対処方法確認（申込時にコピー等） 記載例あるか。あれば当該事例の計画確認
5 要支援認定等の申請に係る援助	☐ サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第12条第1項 ☐ 介護予防支援（居宅介護支援及びこれに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第12条第2項	適・否	【 事例の有・無 】 あれば、その対応内容 【 事例の有・無 】 あれば対応内容
6 心身の状況等の把握	☐ サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第13条	適・否	担当者会議参加状況やむをえず欠席する場合、意見照会に回答しているか
7 介護予防支援事業者等との連携	☐ サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第14条第1項 ☐ サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第14条第2項	適・否	開始時の連携方法確認 終了事例での連携内容確認（文書で情報提供等）
8 第1号事業支給費の支給を受けるための援助	☐ 指定訪問型サービスAの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときには、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は居宅介護サービス計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を福知山市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第15条	適・否	【 事例の有・無 】あれば対応内容
9 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供	☐ 介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問型サービスAを提供しているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第16条	適・否	介護予防サービス計画の入手を確認。作成のない事例あるか確認

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
10 介護予防サービス計画等の変更の援助	□ 利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行っているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第17条 ◎ サービスを追加する場合、当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で介護予防サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行うこと。◆平11老企25第3の-の3（7）準用	適・否	ケアマネに相談・協議なく計画変更していないか（相談等経過が記録で確認できるか） 事業所の都合で計画変更を迫っていないか
11 身分を証する書類の携行	□ 訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第18条 □ 証書等には、当該指定訪問型サービスA事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名の記載があるか（写真の貼付や職能の記載は努力義務）。◆平11老企25第3の-の3（8）準用	適・否	実物を確認
12 サービスの提供の記録	□ サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、第1号事業支給費の額その他必要事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第19条第1項 ◎ 利用者の介護予防サービス計画又はサービス利用票等に記載すべき事項 ◆平11老企25第3の-の3（9）①準用 ア サービスの提供日 イ 内容（例えば、生活援助の内容等） ウ 第1号事業支給費の額 エ その他必要な事項 □ サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第19条第2項 ◎ 記録すべき事項 ◆平11老企25第3の-の3（9）②準用 ア サービスの提供日 ※サービス開始及び終了時刻含む イ 内容 ウ 利用者の心身の状況 エ その他必要な事項 ◎ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記録するなどの方法である。 ◆平11老企25第3の-の3（9）②準用	適・否	個人記録確認 <u>記録なければ提供なしとみなす</u> （→要記録保存） 開示内容確認 希望によらず積極的に情報提供している場合はその提供方法
13 利用料等の受領	□ 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る費用基準額から第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第20条第1項 □ 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問型サービスAに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第20条第2項 ◎ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。◆平11老企25第3の-の3（10）②準用 □ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第20条第3項 ◎ 訪問型サービスAの対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。 ◆平11老企25第3の-の3（10）③準用 □ 交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第20条第4項 ※ 当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。 この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りる。◆平12老振75、老健122連番準用	適・否	領収証確認（1割、2割又は3割の額となっているか） 【償還払の対象で10割徴収の例の有・無】 交通費の設定妥当か 同意が確認できる文書等確認

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	☐ サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、法に定める領収証を交付しているか。◆法第41条第8項 ☐ 領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、第1号事業適用の自己負担額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。◆施行規則第65条		口座引落や振込の場合、交付方法及び時期 確定申告（医療費控除）に利用できるものか
14 訪問型サービスAの請求のための証明書の交付	☐ 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第21条	適・否	【事例の有・無】 事例あれば実物控え又は様式確認
15 同居家族に対するサービス提供の禁止	☐ 訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせていないか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第22条	適・否	事業所としての不正防止策 ()
16 利用者に関する福知山市への通知	☐ 利用者が正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるときは、遅滞なく、意見を付して福知山市に通知しているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第23条第1号 ☐ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して福知山市に通知しているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第23条第2号	適・否	【事例の有・無】 (→要記録保存) 【事例の有・無】 (→要記録保存)
17 緊急時等の対応	☐ 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第24条	適・否	【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法
18 管理者及び訪問事業責任者の責務	☐ 管理者は、従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第25条第1項 ☐ 管理者は、従業者に本主眼事項第4の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第25条第2項 ☐ 訪問事業責任者は、以下に掲げる業務を行っているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第25条第3項 ア 指定訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整をすること。 イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 ウ 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。 エ サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携を図ること。 オ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 カ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 キ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 ク 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 ケ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。 ◎ この場合、複数の訪問事業責任者を配置する指定訪問型サービスA事業所において、訪問事業責任者間での業務分担を行うことにより、指定訪問介護事業所として当該業務を適切に行うことができているときには、必ずしも一人の訪問事業責任者が当該業務の全てを行う必要はない。◆平11老企25第3の一の3(16)準用 ◎ 訪問事業責任者は、利用者に対して適切な訪問型サービスAを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的にとらえるのではなく、当該事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならない。 ◆平11老企25第3の一の3(16)準用	適・否	管理者が掌握しているか ☐ 訪責がヘルパー業務中心となってしまっていないか ☐ モニタリング方法 () ※ヘルパーからの報告のみでなく、訪責として直接利用者へその状況確認をおこなっているか。 ☐ 訪問介護員の業務の実施状況の確認方法 () ☐ 左記の訪責業務の実施状況について、支援経過記録等により確認できるか（口頭のみとなっていないか）

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
19 運営規程	□ 事業所ごとに、以下の重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第26条 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ◎ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問型サービスAに係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない訪問介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること。 ◆平11老企25第3のの3（17）②準用 オ 通常の事業の実施地域 ◎ 客観的にその区域が特定されるものであること。 ◆平11老企25第3のの3（17）③準用 カ 緊急時等における対応方法 キ 虐待の防止のための措置に関する事項 ク その他運営に関する重要事項	適・否	変更ある場合、変更届が出されているか （人員のみなら4／1） その他の費用は金額明示か（実費も可） □通常の事業実施地域は実態に即しているか また、客観的に区域が特定された記載か ★重要事項説明書と不整合ないか □職員の員数 □営業日・営業時間 □通常の事業実施地域 □利用料・その他費用
20 生活支援等の総合的な提供	□ 事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、生活支援等のうち特定の支援に偏していないか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第27条	適・否	
21 勤務体制の確保等	□ 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第28条第1項 ◎ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、訪問事業責任者である旨等を明確にすること。 ◆平11老企25第3のの3（19）①準用 □ 事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供しているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第28条第2項 ◎ 雇用契約、労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にあること。 ◆平11老企25第3のの3（19）②準用 □ 訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第28条第3項 □ 指定訪問型サービスA事業者は、適切な指定訪問型サービスAの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第28条第4項 ◎ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の	適・否	常勤者の管理方法 登録ヘルパーの “ ” ※管理者のタイムカード等出勤簿が作成されているか 内部研修実施状況確認 記録の【有・無】 （実施日時、参加者、配布資料等） ハラスメント対策の実施 【有・無】 カスタマーハラスメント対策の実施 【有・無】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化されていることから、必要な措置を講じること。 □ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。		
22 業務継続計画の策定等	□ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第28条の2第1項 □ 指定訪問型サービスA事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第28条の2第2項 □ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第28条の2第3項	適・否	
23 衛生管理等	□ 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第29条第1項 ◎ 訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。◆平11老企25第3の一の3（20）準用 □ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第29条第2項 □ 指定訪問型サービスA事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 (1) 当該指定訪問型サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定訪問型サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定訪問型サービスA事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。	適・否	従業者健康診断の扱い 職員がインフルエンザ等罹患時の対処方法 事業所支給品の有・無
24 掲示	□ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第30条第2項 □ 重要事項を記載した書面を当該指定訪問型サービスA事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。◆市訪問型サービスA基準等要綱第30条第1項 □ 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	適・否	掲示でない場合は代替方法確認 苦情対応方法も掲示されているか（窓口として市役所・国保連の記載あるか）

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	◆市訪問型サービスA基準等要綱第30条第3項		
25 秘密保持等	□ 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第31条第1項 □ 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第31条第2項 ◎ 具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこと。 ◆平11老企25第3の一の3 (21) ②準用 ※ 予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。 □ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第31条第3項 ◎ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 ◆平11老企25第3の一の3 (21) ③準用	適・否	従業者への周知方法 就業規則等確認 事業所の措置内容 同意文書確認
26 広告	□ 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第32条	適・否	【 広告の有・無 】 あれば内容確認
27 不当な働きかけの禁止	□ 介護予防支援事業者等に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行っていないか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第32条の2第1項 □ 介護予防サービス計画等の作成又は変更の際し、介護予防支援事業者等の担当職員等又は居宅要支援被保険者等（施行規則第140条の62の4第1号、第2号又は第3号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該介護予防サービス計画に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行っていないか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第32条の2第2項	適・否	
28 介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止	□ 介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第33条	適・否	
29 苦情処理	□ 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第34条第1項 ◎ 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。 ◆平11老企25第3の一の3 (23) ①準用 □ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第34条第2項 ◎ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。 ◆平11老企25第3の一の3 (23) ②準用	適・否	【マニュアルの有・無】 一次窓口及び担当者名 () 事例確認 あれば処理結果確認 (→要記録保存)
30 地域との連携等	□ 指定訪問介護相当サービスの運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、福知山市が派遣する相談及び援助を行う事業その他の福知山市が実施する事業に協力するよう努めているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第35条第1項 ◎ 「福知山市が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く福知山市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 ◆平11老企25第3の一の3 (24) 準用 □ 指定訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の建物に居住す	適・否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	る利用者に対して指定訪問型サービスAを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問型サービスAの提供を行うよう努めているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第35条第2項		
31 事故発生時の対応	□ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、福知山市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第36条第1項 ◎ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。◆平11老企25第3のの3(25)①準用 □ 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第36条第2項 ◎ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。◆平11老企25第3のの3(25)③準用 □ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第36条第3項 ◎ 損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。 ◆平11老企25第3のの3(25)②準用	適・否	【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法 事例確認 (→要記録保存) 事例分析しているか ヒヤリハットの有・無 賠償保険加入の有・無 保険名：
32 虐待の防止	□ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第36条の2 (1) 当該指定訪問型サービスA事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定訪問型サービスA事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定訪問型サービスA事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	適・否	
33 会計の区分	□ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問型サービスAの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第37条 □ 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に沿って適切に行われているか。◆平11老企25第3のの3(26)、◆平13老振18準用	適・否	
34 記録の整備	□ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第38条第1項 □ 利用者に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第38条第2項 ア 訪問型サービスA計画 イ 本主眼事項第4の12に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 本主眼事項第5の2(の8)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 本主眼事項第4の16に規定する福知山市への通知に係る記録 オ 本主眼事項第4の29に規定する苦情の内容等の記録 カ 本主眼事項第4の31に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置の記録	適・否	
35 電磁的記録等	□ 指定訪問型サービスA事業者及び指定訪問型サービスAの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（本主眼事項第4の4並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、	適・否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。◆市訪問型サービスA基準等要綱第43条第1項 □ 指定訪問型サービスA事業者及び指定訪問型サービスAの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、式的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。◆市訪問型サービスA基準等要綱第43条第2項		
第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 ＜法115条の3第1項＞ 1 指定訪問型サービスAの基本取扱方針	□ 指定訪問型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第39条第1項 □ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第39条第2項 ◎ 目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うこと。 評価に基づき計画の修正を行う等改善を図ること。 ◆平11老企25第4の三1（1）④準用 □ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要支援状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第39条第3項 □ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第39条第4項 ◎ 「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。◆平11老企25第4の三1（1）③準用 □ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、またその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第39条第5項	適・否	【自主点検の有・無】
2 指定訪問型サービスAの具体的な取扱方針 2 3 4	□ サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第40条第1号 □ 訪問事業責任者は、1に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画（様式任意）を作成しているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第40条第2号 ◎ 計画作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にすること。 ◎ 記載すべき事項 ア 指定訪問型サービスAの目標 イ 担当する訪問介護員等の氏名 ウ 提供するサービスの具体的内容 エ 所要時間 オ 日程 等 □ 訪問型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第40条第3号 ◎ 実施状況や評価についても説明を行うこと。 □ 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画を作成した際には、当該訪問型サービスA計画を利用者に交付しているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第40条第4号	適・否	全利用者の計画 →【有・無】 アセスメント記録→【有・無】 （方法・様式を確認） □計画の内容確認 （記載すべき事項があるか） □説明の方法確認 同意は文書か □交付したことを確認 できる記録があるか

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	5 ☐ サービスの提供に当たっては、訪問型サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第40条第5号 6 ☐ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第40条第6号 7 ☐ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第40条第7号 8 ☐ 7の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第40条第8号 9 ☐ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか◆市訪問型サービスA基準等要綱第40条第9号 ◎ 常に新しい介護技術を習得する等、研鑽を行うこと。 10 ☐ 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービスA計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第40条第10号 11 ☐ 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該指定訪問型サービスAの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第40条第11号 12 ☐ 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスA計画の変更を行っているか。 ◆市訪問型サービスA基準等要綱第40条第12号 13 ☐ 1から11までの規定は、12に規定する訪問型サービスA計画の変更について準用しているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第40条第13号		□月1回報告記録確認 □計画期間内のモニタリングについて少なくとも1回以上実施しているか記録で確認 □モニタリング結果の報告したことを確認できる記録があるか
3 指定訪問型サービスAの提供に当たっての留意点	☐ サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、以下に掲げる事項に留意しながら行っているか。 ア サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、指定訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第41条第1号 イ 自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しているか。◆市訪問型サービスA基準等要綱第41条第2号	適・否	介護予防サービス計画と実際のプランの内容確認
第6 変更の届出等	☐ 事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の63の5で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を福知山市長に届け出ているか。	適・否	
第7 第1号事業支給費の算定及び取扱い 1 基本的事項	☐ 福知山市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領別表により算定されているか。 ☐ 事業に要する費用の額は、福知山市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領別表の第1号事業費単位表に定める単位に、1単位の単価として10円を乗じて算定されているか。	適・否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	◆市第1号事業費用算定基準要領第2条第1項 □ 単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 ◆市第1号事業費用算定基準要領第2条第2項 □ 短期入所サービスの入所日及び退所日等における介護予防サービスの算定について 介護予防短期入所サービスのサービス開始・終了日（入退所・入退院日）であっても、訪問型サービスA費は算定できる。 ◆平18老計発第0317001号他第2の1（3） □ 訪問型サービスAの行われる利用者の居宅について 訪問型サービスAは要支援者等の居宅において行われるものとされており、要支援者等の居宅以外において行われるものは算定できない。◆平18老計発第0317001号他第2の1（5）準用 □ 生活援助従事者研修課程を修了した者が身体介護に従事した場合に、当該月において訪問型サービスA費を算定していないか。 ◆市第1号事業費用算定基準要領別表2注5		
2 訪問型サービスA費	□ 利用者に対して、事業所の訪問介護員等が、指定訪問型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。◆市第1号事業費用算定基準要領別表2 <訪問型サービスA費（1月につき）> イ 訪問型サービスA費（Ⅰ） 1,171単位 （介護予防サービス計画において1週に1回程度の指定訪問型サービスAが必要とされた者） ロ 訪問型サービスA費（Ⅱ） 2,340単位 （介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定訪問型サービスAが必要とされた者） ハ 訪問型サービスA費（Ⅲ） 3,712単位 （介護予防サービス計画においてロに掲げる回数の程度を超える指定訪問型サービスAが必要とされた者（その要支援状態区分が認定省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。））	適・否	
3 指定訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する取扱い	□ 指定訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問型サービスA事業所と同一建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問型サービスAを行った場合は、所定単位数の100分の90を算定しているか。 ◆市第1号事業費用算定基準要領別表2注2 □ 指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問型サービスAを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。◆市第1号事業費用算定基準要領別表2注2 □ 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に該当する指定訪問型サービスA事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定訪問型サービスAを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定しているか。◆市第1号事業費用算定基準要領別表2注2 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95号第三の二準用 正当な理由なく、指定訪問型サービスA事業所において、算定日が属する月の前6月間に提供した指定訪問型サービスAの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上であること。	適・否	【 算定の有・無 】
4 初回加算	□ 事業所において、新規の利用者に対して、訪問事業責任者が初回若しくは初回の指定訪問型サービスAを行った日の属する月に指定訪問型サービスAを行った場合又は当該指定訪問型サービスA事業所	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に指定訪問型サービスAを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき160単位を加算しているか。ただし、生活援助従事者研修修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。 ◆市第1号事業費用算定基準要領別表2ニ注		
5 サービス種類相互の算定関係	□ 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、指定訪問型サービスA費を算定していないか。 ◆市第1号事業費用算定基準要領別表2注3 ◎ ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対して指定訪問型サービスAを利用させることは差し支えない。 ◆平18老計発第0317001号他第2の1（2） ◎ 介護予防短期入所者生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者については、指定訪問型サービスA費等は算定できない。 ◆平18老計発第0317001号他第2の1（2） □ 利用者が一の指定訪問型サービスA事業所において指定訪問型サービスAを受けている間、当該指定訪問型サービスA事業所以外の指定訪問型サービスA事業所が指定訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA費を算定していないか。 また、利用者が指定訪問介護相当サービス事業所において指定訪問介護相当サービスを受けている間、指定訪問型サービスA事業所が指定訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA費を算定していないか。 ◆市第1号事業費用算定基準要領別表2注4	適・否	【 該当の有・無 】